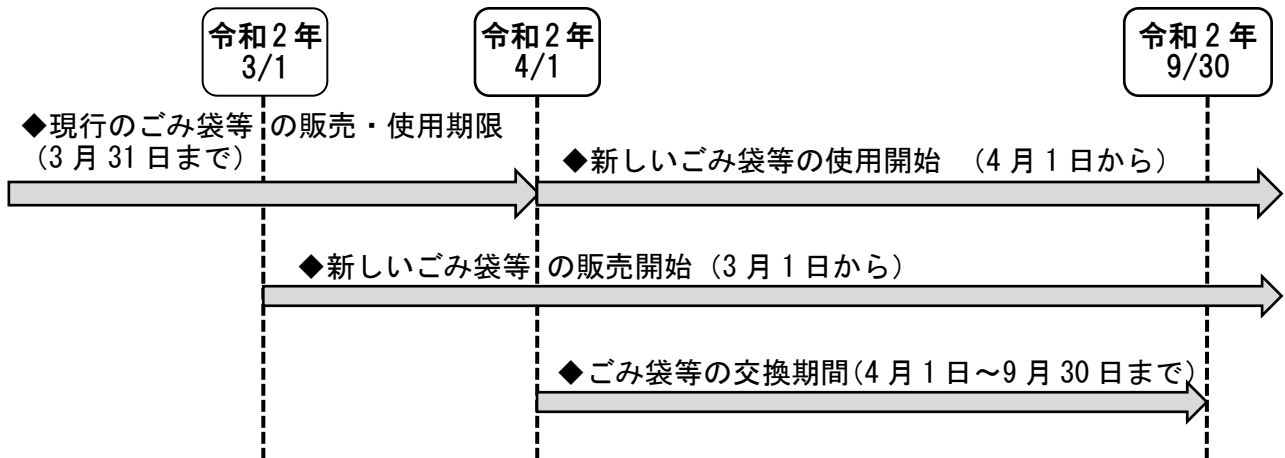


町指定ごみ袋等の切替スケジュール



Q 新しいごみ袋等は、いつから購入できるの？

A 指定ごみ袋等取扱店において、3月1日(日)から購入できます。

Q 現行のごみ袋等は、いつまで使えるの？

A 3月31日(火)のごみ収集まで使用できます。4月1日(水)からは、新しいごみ袋等をご使用ください。

町指定ごみ袋等の交換方法

3月31日までに使い切れなかったごみ袋等は、次の交換場所に持参いただければ、新しいごみ袋等と交換します。

指定ごみ袋等取扱店での交換はできませんので、ご注意ください。

■交換場所

◆役場静内庁舎

交換期間 4月1日(水)～9月30日(水) (休日等の閉庁日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

交換場所 静内庁舎1階生活環境課

~~※4月1日(水)～4月7日(火) (休日等の閉庁日を除く) は、静内庁舎1階ロビーに特設会場を設置しますので、ご利用ください。~~ ※中止することとしました。

◆役場三石庁舎

交換期間 4月1日(水)～9月30日(水) (休日等の閉庁日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

交換場所 三石庁舎町民福祉課

※行政コーナーでは交換できません。

■交換方法

使い切れなかったごみ袋等は、新しいごみ袋等と等価交換します。交換の際に差額が生じる場合は、差額分の現金を支払うことにより交換できますので、あらかじめ交換を希望するごみ袋の枚数と金額を確認してください。来庁されたときに、申請書を記入していただき新しいごみ袋等と交換します。

(単位：円)

指定ごみ袋等の種類	1枚当たりの料金 ()は10枚1組の料金		差額	摘要
	現行	改定後		
燃やせるごみ 大 (45ℓ)	80 (800)	96 (960)	16(160)	
燃やせるごみ 小 (30ℓ)	50 (500)	60 (600)	10(100)	
燃やせるごみ 特小 (20ℓ)	40 (400)	48 (480)	8(80)	
燃やせないごみ (30ℓ)	50 (500)	60 (600)	10(100)	改定後「小」
燃やせないごみ 極小 (10ℓ)	—	24 (240)	—	新規作製
粗 大 ご み (処理券)	300	360	60	

■交換手続きに必要なもの

使い切れなかった指定ごみ袋 (1枚でも可)、差額分の現金

■注意事項

- 令和2年10月1日以降は交換できません。
- 持参したごみ袋等と別種のごみ袋等でも交換できます。
- 合併前に使用していたごみ袋等及び資源ごみ袋とは交換しません。
- 新旧ごみ袋の料金を比較して、旧ごみ袋の料金が低い場合は交換できません。新旧ごみ袋の料金が同等にならない場合は、差額分の現金が必要になります。

■問合せ

静内庁舎生活環境課 ☎49-0289 (直通)

三石庁舎町民福祉課 ☎33-2112 (直通)

交換例

